

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成27年12月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成27年9月8日（火）午前9時30分頃、周南市慶万町において、環境生活部リサイクル推進課職員の運転する公用車が路地を右折する際に、道路脇の住宅塀に接触し、相手方住宅塀が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

(3) 損害賠償の額

¥39,960-

2 専決処分の年月日

平成27年11月13日